

日本がん看護学会学術集会

演題の登録・発表に伴う研究倫理に関する留意事項

2026年4月11日

学術集会において演題を登録する時や発表をする時に理解しておくべきルールについて示します。十分に理解した上で演題登録・発表をしていただきますようお願いします。

1. 二重発表について

1) 二重発表とは

既に発表した内容やそれと実質的に同じ内容を発表することをいいます。日本がん看護学会学術集会は二重発表を認めておりません。ただし、学術集会から依頼した特別講演、シンポジウム、パネルディスカッションなどの演題については既に発表した内容と同一であっても二重発表とはみなしません。

2) 二重発表が不適切とされる理由

第1に、複数の学術集会が気づかぬまま同一演題を抄録に掲載してしまうことになるため、研究としての価値（オリジナリティ）が失われてしまうことがあげられます。また、通常、登録された抄録の著作権は学会に委譲することが求められますが、二重発表の場合、抄録の著作権の移譲先が複数存在するという事態が生じてしまいます。さらに、抄録の査読者や学術集会の査読委員会は、同一の抄録を査読するという不要な時間とエネルギーを費やすことになってしまいます。最後に、研究業績の不当な水増しにつながる可能性があります。登録する演題が二重発表になっていないか、十分な点検が必要です。

2. 分割発表（サラミ発表）について

1) 分割発表とは

1つの研究として発表可能な研究を分割し、複数に分けて発表することをいいます。最初から複数の目的をもって行った大規模な調査や実験では、それぞれの目的にそった結果を複数の論文にして発表したほうが適切な場合もあります。しかし、分割する「必然性」もなく、単に字数制限を超えてしまうからとか、自分の業績を増やしたいからという理由で行うのであれば、それは分割発表となってしまいます。

2) 分割投稿の例

例えば、昆¹⁾は、分割投稿の例を以下のように説明しています。「例えばOA（変形性膝関節症）に対する足底装具の効果についてまとめた論文があったとします。本来なら、グレードを統合して適切に評価すればよいのですが、これを『グレードIIのOAに対する足底装具の効果』として1つの原著論文に投稿し、他団体には『グレードIIIのOAに対する足底装具の効果』とするなど、背景や方法論は変わらないのに、結果の部分を細切れにして発表しているケースも見受けられますが、これらはすべて『サラミ出版』となります。」

3) 分割発表が不適切とされる理由

第1に、1つにまとめて発表すれば質の高い内容の発表になるのに、研究が分割されることでデータも分割されるため、内容の薄い発表になりがちです。また、本来の研究の結果を理解するためには、分割されたすべての発表を聞く必要があるため、不要な時間を費やす上に、研究結果を正しく理解することが難しくなります。さらに、分割発表も、二重発表と同様に、研究業績の不当な水増しにつながる可能性があり、自身の評価を落とすことにもなりかねません。

4) 分割して発表するときの注意点

まず、本当に分割して発表する必要があるのかをよく吟味します。分割する「必然性」があるかどうかです。そして、分割して発表する場合は、1つの調査・実験から得られた結果を分割して発表していることを抄録の中に記載する必要があります。「本研究は、〇〇の大規模調査のうちの●●についての結果である」などと記載し、研究の全体像がわかるように明記します。

3. 抄録内容と発表内容の一致

1) 抄録内容と発表内容を一致させなければならない理由

学術集会では、登録した抄録内容に忠実な発表を行います。学術集会の査読委員会では、登録された抄録が学術集会の演題として相応しいか否かを審査し、採択を決定しています。つまり、登録した抄録をもって発表の機会が許可されているというを理解してください。そのため、抄録内容と著しく異なる発表は査読審査を経ない発表であり、それは不正発表とみなされます。

2) 正しい内容の登録

まずは、演題登録の際に正しい内容を登録することが何より重要です。これまでも、演題名の間違い、共同演者の氏名や所属の間違い、結果中の数値の間違いなどが散見されています。演題登録後には受領通知メールが送られてきますので、登録内容に間違いがないかを十分に確認し、必要に応じて修正を行ってください。

3) 抄録内容に忠実な発表

前述のように、登録した抄録をもって発表の機会が許可されているわけですから、日本がん看護学会学術集会では、演題名、筆頭演者や共同演者の氏名や所属の変更も含め、発表内容を抄録内容から変更することは認めておりません。ただし、数値を含めた誤記等については、発表中にひと言触れていただければ発表時の修正が認められます。一方、数値等の修正により、抄録に記載した考察や結論と矛盾が生じてしまうなど、大幅な修正が必要な場合は抄録内容から逸脱してしまうため、演題の取り下げが必要となることがあります。大幅修正の必要性が生じた場合は速やかに学術集会事務局に連絡し、対応の指示を受けて下さい。

<引用文献>

1) 昆恵介. EBMに基づく研究・発表の進め方 研究・発表における倫理. 日本義肢装具学会誌. 33(2), 127-134(2017)

<参考文献>

1) 日本看護系学会協議会 看護系学会誌編集における倫理推進事業. 論文投稿ハンドブックー不適切な行為を避けるためにー. ver.1.0. 日本看護系学会協議会. 2021.